一般

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務	事業名	商業振興事務	事業コート゛	1270			
10 W = 10 M	所属名	商工観光部 商工課 担当係名					
担当課等	課長名	商工観光部商工課長 沼田 秀彦	担当者名	商工観力	光部 商工課	電話番号	3715

1. 事務事業の基本情報

	施策の柱	エーセス 女衆 の 振 卿		施策	クゼーエット文書 リードュサッドの	コード				
		活力ある産業の振興	5	池泉	多様で活発な商業・サービス業の振興 	3				
総合計画体系	基本事業	魅力ある商店街の形成支援	コード 1	関連予算 費目名	一般会計 7款 1項 2目 商業振興事務(013-01					
	特記事項									
事業期間	○ 単年度	● 単年度繰返	ママス マスティス マスティス マスティス マスティス マスティス マスティス マスティス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイ	年度	⇒ (開始年度 12年度~)					
事務事業の概要	大規模小売店舗の出店等について、地元商店街や商工団体と連携し、既存商店街との共存共栄を図るための要望活動等を行う。ま 務事業の概要 た、大規模小売店舗出店に伴う周辺地域の生活環境保持の観点から、地域住民等から意見を聴取、集約し店舗設置者に要望を行 う。また、各事業の横断的な連携、調整を図りながら総合的な見地から商業振興策を実施する。									
根拠法令等	中心市街地活性化法,大規模小売店舗立地法									
- の 古 致 古 类 ナ 門	- の東敦東衆ナ明が」とも、かはいの頃にした奴婦で明かされたのか)									

この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成12年に施行された大規模小売店舗立地法により、旧法の需要調整的な規定から周辺地域の生活環境保持規定に変更され、大規模小売店舗の出店が容易となり、 既存商店街の振興策を講じる必要が生じてきたため。

この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか

広域に吸引力を持つ郊外型大規模小売店舗の出店や地域の各店舗の撤退等により中心市街地の空洞化が進み、対策が求められている。

事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか

全国的に郊外型大規模小売店舗の出店等により中心市街地の空洞化が進み、まちづくり三法(中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法)の見直しが 図られ、一定規模以上の大規模小売店舗の出店を規制しながら、様々な都市機能を集約し、賑わいの回復を図る方針が打ち出されている。この動きに対し、新たな中心 市街地活性化基本計画を策定し、平成20年7月に認定された。また、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(県条例)が平成20年10月に施行された。23年3月 の東日本大震災により中心市街地の大規模小売店舗が閉店するなどしている。

2. 事務事業の実施状況(Do)

) 対象 註を, 何を対象	盛岡市内への大規模小売店舗設置者及び既存商店街 数	⇒	②対象指標	A. 盛岡市内への大規模小売店舗数(既存含)	単 位	店
	こているのか)			(対象の大きさを 示す指標)	B. 盛岡市内商店街等の団体数	単位	団体
					C.	単位	
\sim	手段 孫事業の内	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①まちづくり三法改正等に関する情報収集	⇒	④活動指標	A. 大規模小売店舗設置者への要望活動の回数	単位	
容,順	3務事業の内 , やり方, 手)	①まちづくり三法改正等に関する情報収集 ②大規模小売店舗立地法に基づく届出に対応した盛岡 市の意見集約のための出店周辺住民意見聴取会の開		(事務事業の活動 量を示す指標)	B. 大規模小売店舗の新規出店数(実立地)	単位	店
		性 ③出店周辺住民意見の集約結果に基づく, 市関係各課 との協議, 及び県への意見提出			C. 出店周辺住民からの意見聴取会の開催回数	単 位	□
		23年度計画(23年度に計画している主な活動)					
		22年度に同じ					
(こ 対:	意図 の事業により 象をどのように	出店周辺地域の生活環境の保持に努めるとともに、既 存商店街等との共存共栄を目指す商業活動を行う。		⑥成果指標 (意図の達成度を 示す指標)	A. 盛岡市の小売業の商品年間販売額(商業統計) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	百万円
変	えるのか)			7(7)11/18/	B. 盛岡市の小売業の商店数(商業統計) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	店
					C. 盛岡市の小売業の従業者数(商業統計) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	人
1 ~	結果	商店街ににぎわいがある	⇒	⑧上位成果 指標	中心市街地の小売年間販売額(単位:百万円)		
の決	:位基本事業 意図:上位の 本事業にどの うに貢献する)			(上位基本事業の 成果指標)			

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	盛岡市内への大規模小売店舗数(既存含)	店	73	78	80	79	82	84	26 年度
対象 指標B	盛岡市内商店街等の団体数	団体	39	37	37	38	38	38	26 年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	大規模小売店舗設置者への要望活動の回数	回	2	2	2	4	2	2	26 年度 1
活動 指標B	大規模小売店舗の新規出店数(実立地)	店	4	4	3	1	3	2	26 年度 2
活動 指標C	出店周辺住民からの意見聴取会の開催回数		6	3	3	3	2	2	26 年度 2
成果 指標A	盛岡市の小売業の商品年間販売額(商業統計)	百万円	366753	366,753	366,753	366,645	366,645	366,645	26 年度 366,753
成果 指標B	盛岡市の小売業の商店数(商業統計)	店	2851	2,851	2,851	2,851	2,851	2,851	26 年度 2,851
成果 指標C	盛岡市の小売業の従業者数(商業統計)	٨	21713	21,713	21,713	21,713	21,713	21,713	26 年度 21,713

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	****
事業費	A	千円	78	35	96	28	96	96	****
財源	④ 国	千円							****
内訳	⑤県	千円							****
	⑥地方債	千円							****
	⑦一般財源	千円	78	35	96	28	96	96	****
	⑧その他	千円							****
	合 計(④~8) (=A)	千円	78	35	96	28	96	96	****
	延べ業務時間数			500	500	500	500	500	****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は, 事務費に含む)			2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	2,078	2,035	2,096	2,028	2,096	2,096	****

3. 事務事業の評価(See)

$\overline{}$	00000-00-00-00								
必要性	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか?								
必要性評価		理由:大規模小売店舗立地法では、出店規制や商業調整はできないが、要望活動等により周辺住民の生活環境 保持や既存商店街等との共存を図っていく必要がある。							
"	②公共関与の妥当性	□ 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	市がやるべき事業ですか? 税金を使って達成する目的ですか?	● 妥当である							
		□「妥当」とする理由:							
		理由: 地元町内会, 商店街, 商工団体との調整に市が関わる必要がある。							
	③対象の妥当性	拡大または絞る余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	対象の設定は現状のままでいいですか? 広げられませんか? また絞らなくてよいですか?	● 現状で妥当である							
		└「妥当」とする理由: ○ 法定事務である ○ 内部管理事務である ● その他							
		理由:大規模小売店舗立地法上、小売業者ではなく、建物設置者が対象であるため。							
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりし て,成果向上できませんか?	拡大または絞ることができる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ■ 現状で妥当である							
		└「妥当」とする理由: ○ 法定事務である ● その他							
		 理由:現行法では、大規模小売店舗の出店を規制したり、調整することはできないが、出店地域の生活環境保持を							
		図りながら、既存の商店街等との共存共栄を図ることが目的であるため。							
有効性評!	(5)成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか?	○ 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 向上余地がない							
性評		└────────────────────────────────────							
価	⑥廃止・休止の影響	○ 影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	事業を廃止・休止した場合,施策の成果に及ぼす影響はありますか?	● 影響がある							
		その内容:大規模小売店舗立地法の目的は、住民の生活環境保持や関係機関との調整を図ることとされており、 廃止した場合は調整を図るために参考とする市民の意見を聴く機会が失われる。							
	 ⑦類似事務事業との関係	所出した場合は調査を図るために参考とするIII氏の形元を振い版表が入れれる。 ■ 類似事業がある							
	類似の事務事業(国, 県, 市の内部, 民間)はありませんか?	類似事業がない							
		事業名:県が実施する,大規模小売店舗立地法に基づく住民説明会							
		※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか?							
		統廃合・連携検討● できる⇒ 4. 事務事業の改革案へできない							
		【							
効	 	できないが、連携はしている。							
率性評.	成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか?	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ 削減できない							
評価		理由: 大規模小売店舗の出店に伴う. 地域住民代表への説明会の開催にあたっては、過去に経費を50%削減した 経緯がありこれ以上の削減は難しい。							
	⑨人件費の削減余地	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減す る余地はありますか?	● 削減できない							
		理由:大規模小売店舗の新規出店や届出事項の変更手続き,撤退後の対応が必要な案件等,今後も事務量の減少は見込まれない。新規立地の案件数が減少すれば事務量も削減できる。							
公立	⑩受益機会の適正化余地	□ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
公平性評	受益機会の適正化余地はありますか? 	● 公平・公正である							
評価		○ 特定の受益者はいない							
		理由:大規模小売店舗の立地により生活環境に影響を与える可能性がある周辺住民を対象としており、公平・公正である。							
	①費用負担の適正化余地 要共者の専用負担の第三化会地はおりませた。	○ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	受益者の費用負担の適正化余地はありますか? 	● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない							
1	İ	┃理由:説明会の出席者への日当は必要最小限の経費としており、公平・公正である。							

4. 事務事業の改革案(Plan)

5 課長音見

О. Д	. 林及态元								
	(1)一次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り, 反省点)						
一次評価	① 必要性 ● 妥当	○ 見直し余地あり	大規模店舗立地法により求められる市の意見形成等の際に, 有 効な役割を果たしている。						
価	② 有効性	○ 見直し余地あり	<mark>√</mark>						
	③ 効率性 ● 妥当	○ 見直し余地あり							
	④ 公平性 ● 妥当	○ 見直し余地あり							
	(3)今後の事務の方向性(改革改善家	₹)							
今後の方向性と改革改善案	□ 終了 ☑ 継続 □ → □ 休止 □ 休止	○ 現状維持(従来通りで特に改革で ○ 改革改善を行う○ 事業統廃合・連携	攻善をしない)						
善案	┃ ┃ 方向付けの理由と改革改善の内容								
	市民生活に配慮するため、今後とも市民から意見聴取する機会を経るなど、要領に基づく事務を行う必要がある。								
_									